

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月25日

上越市長 中川 幹太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
正善寺工房における使用料の徴収事務

- 2 委 託 先
名 称：特定非営利活動法人食の工房ネットワーク
住所又は事務所の所在地：新潟県上越市下正善寺1027番地2

- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日

- 4 委 託 期 間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで